

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

■保険証が新しくなります（黄緑色→黄色）

現在ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日です。
- 10月からの窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に、すべての被保険者のかたを対象に新しい保険証を郵送します。（窓口負担割合が変更とならないかたも含まれます。）
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、健康推進課医療助成係までお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 9月30日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給年月日	平成20年 4月 1日
有効期限	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39011090 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

新しい保険証は黄色です

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、 限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（橙色→水色）

現在ご使用の橙色の減額認定証及び限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当するかたは7月中に減額認定証及び限度証を郵送しますので、8月1日からは水色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となるかたは、下記の交付要件に該当することをご確認の上、健康推進課医療助成係へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

◆減額認定証の交付対象

区分Ⅱ	〇世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しないかた
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税であるかたのうち、次のいずれかに該当するかた
	<input type="radio"/> 世帯全員の所得が0円のかた ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	<input type="radio"/> 老齢福祉年金を受給されているかた

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給年月日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入居認定年月日	〇〇年 8月 1日 保険者印
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39011090 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当するかた

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、そのかたと同一世帯にいる被保険者のかた
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、そのかたと同一世帯にいる被保険者のかた
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担のかたと、そのかたと同一世帯にいる被保険者のかた

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給年月日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39011090 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

新しい減額認定証及び限度証は水色です

●問い合わせ

- ①北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 6階 ☎011-290-5601
- ②健康推進課医療助成係
〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 ☎22-2422

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から特別給付金を支給します。

ひとり親世帯

○支給対象

- ①児童扶養手当受給者／令和4年4月分の受給者……【申請不要】
- ②公的年金等受給者／公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていないかた
- ③家計急変者／児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準まで減少したかた

○給付額

対象児童1人あたり一律50,000円

○手続き

- ①のかた＝6月28日に児童扶養手当受給口座へお振込みしました。
- ②・③のかた＝申請が必要となりますので、福祉係までお問い合わせください。
申請期限は令和5年2月28日です。

ひとり親世帯以外

○支給対象

「所得要件」のいずれかに該当し、かつ「養育要件」のいずれかに該当するかた

「所得要件」

- ①令和4年度分の市町村民税均等割が非課税のかた、または条例により当該均等割が免除されたかた
- ② ①以外のかたで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、①のかたと同様の実情と認められるかた

「養育要件」

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者
- ②新たに令和4年4月分以降の児童手当または特別児童扶養手当の受給者となるかた
- ③児童手当等を受給しておらず、高校生のみを養育しているかた

○給付額

対象児童1人あたり一律50,000円

○手続き

- ア. 「所得要件」が①に該当しかつ、「養育要件」が①または②に該当するかた。申請は不要です。随時、各手当支給口座に支給します。
- イ. ア以外のかた…申請が必要となりますので、福祉係までお問い合わせください。
申請期限は令和5年2月28日です。

【注意事項】

本給付金は、「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯以外分」のいずれか1回のみ支給を受けられます。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

●問い合わせ

- ①厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903（受付時間：平日午前9時～午後6時）
- ②福祉係 ☎27-7368（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）